

1 業務概要

(1) 業務の目的

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン改定版」について、県民の皆様とその目指す姿を共有し、共感を得ながら、県民の皆様と一緒に新たな広島県づくりを推し進めていくことを目的とする。

(2) 業務内容

業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 事業予算額

4,510千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等【様式1-1】【様式1-2】【様式4】

提出期限

令和8年7月9日（木） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書【様式2】提出期限

ア 提出期限

令和8年7月13日（月） 午後5時

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン改定版」デザイン及び制作業務についての質問」とすること。

ウ 上記アに対する回答日

令和8年7月14日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。

(3) 提案書提出期限及び提出書類

ア 提案書提出期限

令和8年7月16日（木） 午後5時

イ 提出書類

提案書作成要領による書類

(4) 提案書に関する審査

審査は書面開催により、最優秀者を選定する。

審査実施予定日：令和8年7月17日（金）

結果通知日：令和8年7月21日（火）

- ※ 全委員の合計点が最低基準点 60 点（満点（100 点）の 6 割）に満たない提案は選定しない。
- ※ 提案書の再提出は、2（3）ア 提案書提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- ※ 参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに【様式3】「公募型プロポーザル辞退届」を提出すること。なお、企画提案書提出から契約締結までの間応募資格を満たさなくなった場合にも、「公募型プロポーザル辞退届」を提出すること。また、公募型プロポーザル辞退届の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）添付資料について

- ア 申請書に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ウ 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書等について

- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メールにより提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の行った質問にのみ回答する。

(7) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県総務局経営企画チームに対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和8年7月23日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和8年7月24日（金）までに、電子メールにより行う。

(8) 支払条件

完了払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の評価値を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 業務委託仕様書及び（別紙1）業務委託内容
- 業務委託契約書
- 提案書作成要領
- 提案書評価基準
- 【様式1-1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- 【様式1-2】事業者の概要
- 【様式2】仕様書等に対する質問書
- 【様式3】公募型プロポーザル辞退届
- 【様式4】機密データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県総務局経営企画チーム

担 当 地方創生担当 向井、渡邊

電 話 082-513-2396（ダイヤルイン）

メー ル soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp